

法改正 情報	2026年度版 みんなが欲しかった！ 社労士全科目横断総まとめ
-------------------	--

11866

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
適用等	33	2の表	令和7年度の雇用保険率の表と欄外(注1)との間に 別紙 を追加してください。	
	35	「(2) 保険料率等」の「介護保険料率」の欄	1000分の 15.9	1000分の 16.2
		「(2) 保険料率等」の「子ども・子育て支援金率」の欄	政令で定める範囲内で 保険者 が定める	政令で定める率 (1000分の 2.5) の範囲内で 保険者 が定める(協会管掌健康保険の子ども・子育て支援金率は、1000分の 2.3)
安衛	165	「表示又は通知内容」の「通知対象物」の欄 7	及び電話番号	及び電話番号(代替化学名等の通知を行う場合は、当該者の緊急連絡先)
労災	203	「葬祭料等(葬祭給付)」の「支給額」の 1	315,000円	330,000円
	204	「介護(補償)等給付」の「支給額」の欄	85,490円	90,790円
			42,700円	45,400円

科目	P	行等	改正前	改正後
国年 及び 厚年	329	「支給停止される場合」の欄(2箇所)	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		「支給停止額の算定」の欄①(3箇所)	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		「支給停止額の算定」の欄②(1箇所)	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
	356	「請求ができない場合」の欄①	<u>2年</u>	<u>5年</u>
		「請求ができない場合」の欄①の※	<u>2年</u>	<u>5年</u>
	357	「情報提供の請求」の「合意分割」の欄③	<u>2年</u>	<u>5年</u>
労一	405	③の派遣禁止業務の(4)2行目	助産所、	助産所、 <u>オンライン診療受診施設</u> (医療法に規定するオンライン診療に係るものに限る)、

別紙

事業の種類	令和8年度の雇用保険率
一般の事業	13.5 / 1000
	事業主 : 8.5 / 1000 被保険者 : 5 / 1000
農林水産・清酒製造業	15.5 / 1000
	事業主 : 9.5 / 1000 被保険者 : 6 / 1000
建設業	16.5 / 1000
	事業主 : 10.5 / 1000 被保険者 : 6 / 1000

以上

法改正 情報	2026年度版 みんなが欲しかった！ 社労士全科目横断総まとめ
-------------------	--

11866

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	283	「準備金」の 「全国健康保 険協会」の欄	「積立」の部分を 健保別紙1 に差し替えてください。	
		「準備金」の 「健康保険組 合」の欄	「積立」の部分を 健保別紙2 に差し替えてください。	

健保別紙 1

当該事業年度及びその直前の 2 事業年度内において行った**保険給付**に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額を含み、**出産育児交付金**の額並びに国庫補助の額を除く）の 1 事業年度当たりの平均額

$$\times \\ 1/12$$

+

当該事業年度において行った**子ども・子育て支援納付金**の納付に要した費用の額の 1/12に相当する額を超えない範囲内で厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額

健保別紙 2

当該事業年度及びその直前の 2 事業年度内において行った**保険給付**に要した費用の額（**出産育児交付金**の額を除く）の 1 事業年度当たりの平均額

$$\times \\ 3/12 \text{ (当分の間 } 2/12)$$

+

当該事業年度及びその直前の 2 事業年度内において行った**前期高齢者納付金等**、**後期高齢者支援金等**及び**日雇拠出金**、**介護納付金**並びに**流行初期医療確保拠出金等**の納付に要した費用の額の 1 事業年度当たりの平均額

$$\times \\ 1/12$$

+

当該事業年度において行った**子ども・子育て支援納付金**の納付に要した費用の額の 1/12に相当する額を超えない範囲内で厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額

以上